

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

＜生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿＞

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

＜デジタル社会への対応＞

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

＜社会的包摂への対応＞

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

＜生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方＞

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

＜生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの＞

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化 等に取り組む

今後の展望

- ・社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。